

「令和 8 年度大分県食品衛生監視指導計画（案）」に対する
県民意見の募集の結果について

令和 8 年 3 月 4 日

大分県生活環境部食品・生活衛生課長

令和 8 年 1 月 23 日（金）から令和 8 年 2 月 24 日（火）までの間、県民の皆様から募集した「令和 8 年度大分県食品衛生監視指導計画（案）」についてのご意見の概要、ご意見に対する県の考え方及び計画への反映状況を取りまとめましたので公表します。

なお、2 人の県民の方から 2 件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
1	1	HACCP（危害分析・重要管理点方式）の用語説明文中の用語について、 「HA」については「危害要因分析」と訳するのが一般的となっているため、「危害分析」を「危害要因分析」に修正すべきではないか。	ご意見のとおり修正いたします。
2	1	「新規事業者に対しては、 HACCP に沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう、その都度きめ細かい指導を行い・・・」となっているが、以下事項に考慮してほしい。 ・ HACCP システムは原材料・包装資材の受入から製品の提供・販売までの各工程を管理する衛生管理手法で、最終製品の表示の確認も重要な工程と思われます。小規模事業者の HACCP プラン作成を助言、指導、評価する際、製品の表示内容についても適正な指導、確認をお願いしたい ・食品衛生監視員の HACCP に沿った衛生管理等の監視指導方法の平準化の推進を望む。	食品表示につきましては、不適正表示等の防止を図る観点から、各種講習会や立ち入り検査等の機会を活用し、指導してきたところです。本計画においても、これらの取り組みを継続するとともに、 HACCP 指導の機会も積極的に活用しながら、県内に流通する食品の表示適正化に取り組むこととしています。 監視員の HACCP に関する指導については、厚生労働省が示す「食品等事業者団体が作成した業種別手引書」等を基に指導を行うことで、平準化を図っています。

生活環境部食品・生活衛生課食品衛生班

電話 ０９７－５０６－３０５６

電子メール a13910@pref.oita.lg.jp